

訳註) アシカーサー三原則は、このあ
とで、「子爵の型はイギリスの制度に

ならうこと」としている。

ポイトニー将軍は、さらに次のように述べた。二月二日までに、民政局長の承認を得ることを希望する。二月二日に、自分は日本の外務大臣その他の係官と、日本側の憲法草案についてオプ・サ・レコードの会合をもつことになっている。この日本側の草案は、右翼的「保守的」傾向の強いものであると思われる。しかし自分としては、外務大臣とそのグループは、天皇を擁護し、かつ彼等自身の権力として残っているものを維持するための唯一の正統な道は、はっきりと左よりの「進歩的」道をとることを希望する。この草案を受け入れ、これを認めることだ、というところを納得させるつもりである。自分は、期待を通じてこの草案に賛成したいと希望しているが、期待の道が不可能なときには、力を用いることとして脅すことだけではなく、力を用いること自体の権限を、マッカーサー将軍から受けている。

外務大臣とそのグループは、彼等の憲法草案の目的を達成し、リベラルな憲法を制定すべしとするわれわれの要請をみだすようなものにするが、われわれの望みである。このことがなされたとき、出来上がった文書が日本側からマッカーサー将軍にその承認を求めて提出されることになる。マッカーサー将軍が、この

憲法を日本人の作ったものとして認め、日本人の作ったものとして全世界に公表するであろう。

自由討議でとりあげられた諸点

憲法の起草に当たっては、民政局長、機密、見出しその他の点で、現行の日本憲法の例に従うものとする。

憲法草案には、細かな点に従うに多く書き加えなくてはならないが、国民の基本権を擁護するために必要だと考えられる場合には、「権力に対する」制約をはっきりとした形で規定すべきである。

現行の日本の憲法では、天皇の権限と権利については、明確に規定され、保障されている。われわれの草案では、このようにやり方をくつがえされなければならない。新しい憲法は、恐らくは、憲法上の権利について唯一の基本的な定規のなりイギリスほど流動的であつてはならない。フランスほど細かなものであつてもいけないのである。新しい憲法を起草するに当たっては、主権を完全と国民の手に与えるというところを強調すべきである。天皇の役割は、社交的君主(Social Monarch)の役割のみであるべきである。

国連憲章に明瞭に言及する必要はないが、国連憲章の諸原則は、われわれが憲法を起草するに当たって指導におかすべきである。

作業上の心得

- 1 この作業のいっさいの面が、完全に秘密にされるべきである。
- 2 この作業については暗号の名称が用いられるべきである。
- 3 この作業を完成された草案、ノートなどは、すべて「最高機密」として扱

理するべきである。

- 4 作業は、小さな実行小委員会に分けてなされるべきである。いろいろな小委員会の作業は、全委員会あるいは選定委員会(以下は「一個の委員会」として調査するべきである)。
- 5 原案は、選定までに完成されているべきである。

No. 9 憲法草案の準備のため民政局行政課内に
数個の委員会を編成した際の組織を示す
メネ

現存する記録によれば、民政局行政課は、憲法草案の準備のため、次の委員会に編成された。

導引委員会(Steering Committee)

チャールズ・L・ケッデス 陸軍中佐
大佐(Charles L. Kedes)

アルフレッド・R・ベッシー 陸軍中佐
中佐(Alfred R. Hussey, Jr)

アイロ・E・ラウエル 陸軍中佐
中佐(Milo E. Rowell)

ルース・ヒルマン 秘書
(Ruth Ellerman)

立法権に関する委員会(Legislative Committee)

フランシス・E・ベッシー 陸軍中佐

(Frank E. Hays)

ガイ・J・スワープ 陸軍中佐
(Guy J. Swope)

オズボーン・ボー 陸軍中佐
(Osborne Hauge)

グェルター・ノーマン 秘書
(Gertrude Norman)

行政権に関する委員会(Executive Committee)

サイラス・H・ピーク
(Cyrus H. Peake)

ジャコブ・I・ミラー
(Jacob I. Miller)

ミルトン・J・エスマン 陸軍中尉
(Milton J. Esmán)

- 人権に関する委員会(Civil Rights Committee)
- ピーター・K・ロースト 陸軍中佐
(Pieter K. Roest)
- ハリー・エマソン・ワイルズ
(Harry Emerson Wildes)
- ビート・シロタ 秘書
(Beate Sirota)
- 司法権に関する委員会(Judiciary Committee)
- アイロ・E・ラウエル 陸軍中佐
中佐
- アルフレッド・R・ベッシー 陸軍中佐
- マーガレット・ストーン 秘書
(Margaret Stone)
- 地方行政に関する委員会(Local Government Committee)
- セシル・G・ティルトン 陸軍少佐
(Cecil G. Tilton)
- ロイ・L・マルコム 陸軍少佐
(Roy L. Malcolm)
- フィリップ・O・キーニー 氏
(Philip O. Keeney)
- 財政に関する委員会
- フランク・リゾ 陸軍大尉
(Frank Rizzo)
- 天皇・条約(憲法を施行するために必要かつ適当な立法をなす権限の国会への)授權規定(enabling)に関する委員会(Committee on the Emperor, Treaties and Enabling Provisions)

- ジョージ・A・ネルソン 陸軍中尉
(George A. Nelson, Jr.)
- リチャード・A・ポール 海軍少尉
(Richard A. Poole)
- 前文(起草)
- アルフレッド・R・ベッシー 陸軍中佐
- 秘書
- シエラ・ヘイズ 秘書
(Siela Hayes)

- エドナ・フーガソン 秘書
(Edna Ferguson)
- 通訳
- ジョセフ・ゴードン
(Joseph Gordon) 陸軍中尉
- ヘンリー・ヘンコウィッツ
(Herskovitz) 陸軍中尉
- アルフレッド・R・ベッシー(署名)
- 行政権(Governmental Powers Division) 長

解説

高柳 賢二
田中英夫

No. 7・8・9・10の資料については、一連のものとして解説を加える。No. 10の資料は掲載を省略している。

既述のように、一月一日、松本憲法は承認し得ない判断したマッカーサー最高司令官は、二月三日にわたってさらに熟慮した結果、総司令部においてボックマン宣言に合致するようモデル案を準備し、これにそつた改正案を起草するよう日本政府に勧告するが、この場合最も適切な措置であると察見し、この旨をポ

イトニー民政局長に伝えたのであるが、その際マッカーサー将軍は、草案の起草について民政局長に完全な自由裁量権を与え、また草案の中に入れられるべき重要な三点を示したのであった。No. 7の資料がそれである。マッカーサー・ノートとよばれるものである。

この決定は、ポイトニー局長から、民政局長における憲法および法律改正の責任者である、ケイティス行政課長、ラウエル法規課長、ベッシー中佐の三人に伝えられた。この三人の法律家は、憲法草案の起草という主要な任務を遂行するためにこの任務を遂行するためのプランを立てた。それは運

営委員会と密接な専門委員会を設け、全専門委員会は、それぞれの専門分野の立案を担当し、選定委員会はその結果を報告し、それと組織するという構想にもなつていたのである。

このプランは、二月四日、ポイトニー局長に提出され、その承認を得た。その直後に、閣内閣門を築いた民政局長委員会の会議が召集された。ポイトニー局長は、最高司令官の指令を伝へ、この仕事は他の一切に優先して直ちに着手するべきことを命じた。No. 8の資料は、この会議の要録である。

ついで組織ができたが、仕事は開始された。No. 9および10の資料は、この組織とそのメンバーを記したものである。

その起草にかかる草案の内容は、今回は併に掲載されるNo. 11以下の資料によって示されるが、かくして民政局長は、そのトーンを聞き、極秘のうちに不休の活動を続け、予定よりも二日早く二月二〇日には仕事を完了し、作成された草案は、最高司令官に提出され、その承認を得たのであった。

(一) No. 7のマッカーサー・ノートは、「日本の政治的再組織」に掲げられ、一般に知られているものと同一のものであつて、マッカーサー三原則とよばれるも

本と雑誌
 それぞれの性質の異なる、本の価値を測る方法が、ここから我々にお示し下さいます。図書館は本と雑誌の両面性で全国各書店に共通、お好きな本をお好みな書店でお求めいただけます。文化人の購買力です。
 お求めは加盟店どうぞ



日本図書株式会社
 〒100-0001